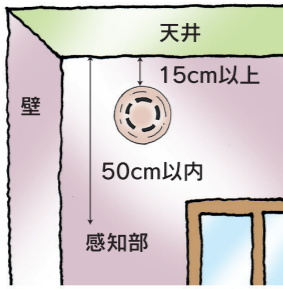


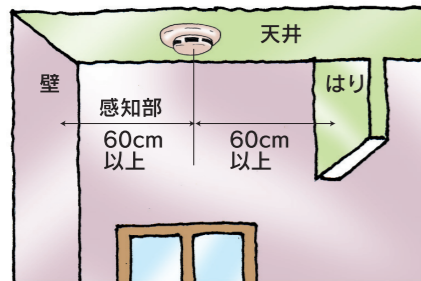
◆壁に設置する場合

天井から15~50cm以内に警報器の中心がくるようにしてください。



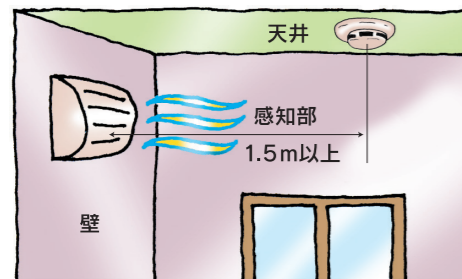
◆天井に設置する場合

壁から60cm以上離れたところに警報器の中心がくるようにしてください。



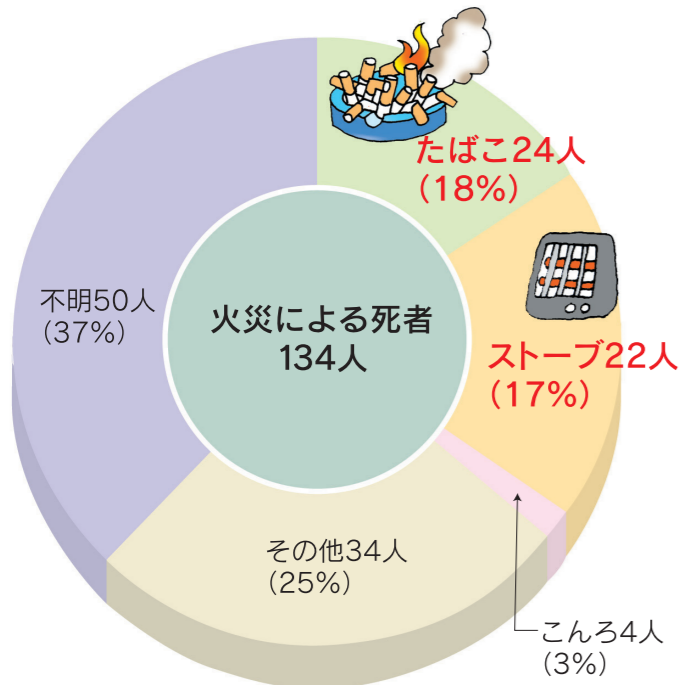
◆エアコンや換気扇がある場合

吹き出し口から1.5m以上離しましょう。



県内の出火原因別死者数

過去10年間(H13~22)



日ごろの点検

住宅用火災警報器は、熱や煙を感知して、音や光で火事を知らせてくれます。定期的に作動するか確認してください。

また、電池式の場合は電池交換時期を取扱い説明書で確認してください。

悪質な訪問販売等にご注意!



消防職員と称し、住宅用火災警報器を売りつけるなど、悪質な訪問販売が発生しています。

消防署が販売することはありません。

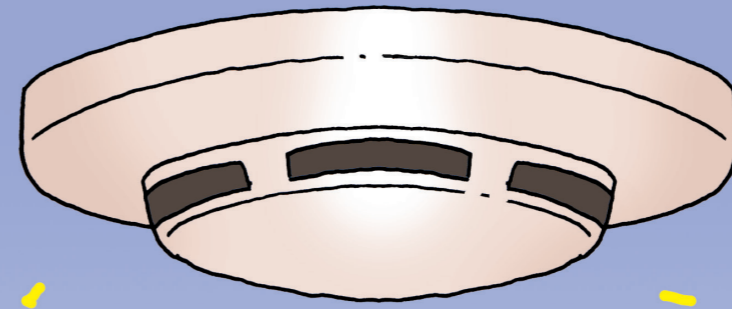
その他、住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、最寄りの消防本部または消防署にご相談ください。



家電販売店やホームセンターなどで購入できます(5,000円程度 連動型を除く)。また、自分で取り付けることができます。購入の目安として、品質を保証する日本消防検定協会の「NSマーク」が付いているものを選びましょう。

お問い合わせ先

- 富山市消防局 TEL(076)493-4141
- 高岡市消防本部 TEL(0766)22-3131
- 射水市消防本部 TEL(0766)56-0119
- 魚津市消防本部 TEL(0765)24-0119
- 氷見市消防本部 TEL(0766)74-8300
- 滑川市消防本部 TEL(076)475-0180
- 黒部市消防本部 TEL(0765)54-0119
- 砺波地域消防組合消防本部 TEL(0763)32-4957
- 上市町消防本部 TEL(076)472-2244
- 立山町消防本部 TEL(076)463-0005
- 入善町消防本部 TEL(0765)72-0135
- 朝日町消防本部 TEL(0765)83-0009
- 舟橋村 TEL(076)464-1121
- 富山県消防課 TEL(076)441-4074



消防法及び市町村条例により富山県内では平成20年6月1日から全ての住宅に設置が義務付けられています。

設置場所

◆設置義務

必ず全ての寝室に設置してください。2階に寝室がある場合は、階段にも設置してください。

煙を感知する方式の警報器を設置しましょう。

◆設置推奨

火を扱うことの多い台所にも設置してください。

熱を感知する方式の警報器を設置しましょう。

県内の経過別死者発生状況

過去10年間(H13~22)

